ACSES ニュースレター_２０８５号（2021 年４月 23 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（21 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇ルネサス那珂工場で発煙　生産一時停止、社員が消火<Web 報道>
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について<消費者庁>
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について<消費者庁>
◇事故、事件の続報
・電気の誤信号で作動か　消火装置４人死亡事故　再現実験で検証へ<Web 報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・髪切られ、スマホ壊され…青学大の大学院で執拗ないじめ　元学生が損害賠償求め提訴<新聞報道>
・半身不随のチア元部員に学校「危険予知は可能」　半身不随のチア元部員親が涙<新聞報道>
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・原発の審査基準、改正決定　規制委、未知の震源評価を追加<Web 報道>
・チェルノブイリで親が被ばく 子の遺伝子に影響見られず<放送報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（政令第 148 号）<官報>
[4] 容器保安規則等の一部を改正する省令（経済産業省令第 44 号）<官報>
[5] 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（経済産業省告示第 105 号）<官報>
[6] 温暖化対策関係
◇米、温室ガス 30 年に半減　気候変動サミット開幕<Web 報道>
◇菅首相 2030 年の温室効果ガス目標 2013 年度比 46％削減を表明<放送報道>／温室効果ガス削減なぜ 46%？首相、急いで「密室」判断<新聞報道>
[7] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　１件
[8] その他省庁発表　２件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　３件　［開催記録、報告、資料等］　１件
[10] 海外の化学物質管理情報
○欧州：５件　○米国：２件　○カナダ：２件　○ロシア：１件　○オーストラリア：３件
[11] その他
◇薬物関係：１件　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　◇その他：２件
[付録]

大葉子（オオバコ、車前草（シャゼンソウ））

◇デジタルプラットフォームを利用する消費者向け啓発用ハンドブック「デジタルプラットフォームとの正しいつきあい方」の公表について〈消費者庁〉
◇消費者保護のための啓発用教材「デジタル消費生活へのスタートライン」の公表について〈消費者庁〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇ルネサス那珂工場で発煙　生産一時停止、社員が消火

＜産経ニュース　2021 年 4 月 21 日＞
https://www.sankei.com/economy/news/210421/ecn2104210034-n1.html

半導体大手ルネサスエレクトロニクスは２１日、３月に火災が起きた那珂工場（茨城県ひたちなか市）で、一部装置から発煙があったと発表した。生産を一時停止し、社員が間もなく消火した。人的被害はなかった。今後の生産への影響はないとしている。

同社によると、２１日午後４時半ごろ、３月の火災と同じ工場棟１階で、自動搬送台車の電源盤から発煙があった。地元消防が安全を確認し、同日午後８時ごろに生産を再開した。

那珂工場をめぐっては、3月１９日にめっき装置から出火し、約６００平方メートルが焼けた。復旧作業を進め、今月１７日に生産ラインを再開したばかりだった。

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2021 年 4 月 22 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023979/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210422_1.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：52 件
うち重大事故等として通知された事案：26 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2021 年 4 月 22 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023977/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210422_02.pdf
1.事故情報(食中毒情報を除く。)：７件、2.リコール・自主回収情報：９件、3.食中毒情報：10件

◇事故、事件の続報

・電気の誤信号で作動か　消火装置４人死亡事故　再現実験で検証へ

＜産経ニュース　2021 年 4 月 21 日＞　https://www.sankei.com/affairs/news/210421/afr2104210025-n1.html

東京都新宿区下落合のマンション地下駐車場で二酸化炭素（ＣＯ２）を含む消火用ガスが噴き出し作業員４人が死亡した事故で、天井の張り替え作業の工程で誤って電気信号が流れ、消火装置が作動した可能性があることが２１日、捜査関係者への取材で分かった。構造上、電気信号が流れない限り、装置は起動しないことが判明したという。事故から２２日で１週間。警視庁捜査１課は今後、再現実験を行う方針で、作業工程を確認し誤作動の端緒を検証する。

捜査関係者によると、地下１階の駐車場では、ＣＯ２を含むガスの噴射で火災を抑える仕組みの消火装置を採用。天井には熱感知のセンサーと煙感知のセンサーが計１２カ所に設置されており、両センサーが熱や煙を感知すれば、それを示す微弱な電気が信号として流れ、ガスが噴出する仕組みになっていた。今回も最初に熱センサー、その後に煙センサーがそれぞれ感知して反応していたことを示す形跡が確認されたという。

センサーは天井板に固定するような形になっており、工事で天井板を張り替える際は、むきだしの配線につながれたままのセンサーが吊（つ）り下がった状態だったという。センサーは手で触れるなど直接的な衝撃を与えても反応しないことから、構造上、何らかの原因でセンサーが感知したことを示す電気信号が誤って流れ、ガスが噴射した可能性がある。現場に火の気はなかった。

同様の工事では誤作動による事故を防ぐため、装置の電源を落としたり、手動に切り替えたりすることが一般的だが、今回は電源が入ったまま作業していたという。

捜査１課は業務上過失致死傷容疑で、工事の元請け会社などを家宅捜索し、安全管理に問題がなかったかを調べている。専門家らに調査を依頼して工事中の細かい状況の再現実験を行い、どの工程でセンサーが反応したのかなどを確認する。

事故は１５日午後５時ごろに発生。地下１階駐車場でＣＯ２を含むガスを噴射する消火装置が誤作動し、東村山市廻田町、相沢学さん（４４）さんら４人がＣＯ２中毒で死亡、１人が意識不明の重体となった。密閉空間で急激に酸素濃度が低下し、逃げ遅れたとみられる。

■消防設備士配置は努力義務

天井の張り替え作業中に起きた東京・新宿のマンション地下駐車場でのＣＯ２中毒事故。消火装置の取り扱いに詳しい消防設備士が立ち会っていれば事故を防げた可能性があるが、立ち会いはあくまでも努力義務で、今回の工事では配置されていなかった。

総務省消防庁はＣＯ２を用いた消火設備付近で工事をする際、消火装置を取り扱う消防設備士などを立ち会わせるよう自治体などに通知している。誤作動による事故を未然に防ぐのが目的で、有資格者が消火装置の電源を落としたり、手動に切り替えるなどの作業を実施し、安全を確保する。

ただ、有資格者の立ち会いは法的拘束力のない努力義務。消防法では、消火設備近くで行う工事の場合、火災予防を目的とする法の適用範囲を超えていることなどを理由に、立ち会いを推奨することにとどまっている。

ＣＯ２を含む消火用ガスを噴出するタイプの消火設備がある駐車場などの事故は後を絶たない。元東京消防庁麻布消防署長で市民防災研究所の坂口隆夫理事は「同様の事故では、資格を持った人が立ち会っていないケースが多い。繰り返し通知を出しているが、実効性が低いのが現状だ」と説明する。

消防設備士の立ち会いの義務化については慎重な意見もある。豊橋技術科学大の中村祐二教授（火災物理科学）は「検討するのは時期尚早。法律で固めると、業者の身動きが取れなくなる可能性がある」と指摘。法整備に伴い作業工程が複雑化することで、新たな事故を誘発しかねないと懸念するが、一方で「しっかりと原因を検証した上で、消防設備士がいなかったことが事故につながってしまったのであれば、義務化を検討する必要がある」とも話している。

捜査関係者によると、亡くなった作業員らは孫請け会社の所属で、有資格者を手配する義務があるのは、元請け会社だという。「孫請け業者は被害者。知識がある有資格者を手配していれば事故は起きなかった。なぜ怠ったのか」。捜査幹部は首をかしげた。

――――――――――――――――――

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・髪切られ、スマホ壊され…青学大の大学院で執拗ないじめ　元学生が損害賠償求め提訴

＜神奈川新聞　2021 年 4 月 23 日＞　https://www.kanaloco.jp/news/social/article-478494.html

青山学院大の相模原キャンパス（相模原市中央区）で、在籍していた研究室の学生や大学院生からいじめを受けて退学を余儀なくされたとして、神奈川県内在住の男性が昨年 2 月、大学や担当教授、いじめに加担した当時の大学院生に対し、慰謝料など計約 1650 万円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴していたことが 22 日、分かった。男性は「当時は怖くて何も言えなかった。見て見ぬふりをした教授や大学にも責任がある」と訴えている。

訴状などによると、男性は 2013 年 4 月、同大理工学部に入学し、17 年 4 月に同大大学院へ進学。大学 4 年時の 16 年 4 月から研究室に籍を置いたが、その直後からいじめが始まった。

同じ研究室の大学院生らから十数回にわたり無理やり全裸にさせられ、そのままソファに押さえつけられたりしたほか、上半身裸で目隠しをされてキャンパス内の立像に縛り付けられたりした。髪を切られ、スマートフォンも壊され、「ポンコツ」などと呼ばれていたという。一連のいじめ行為はスマートフォンで撮影され、写真や動画がアプリを使って研究室メンバーの間で共有されていた。

約１年がたった 17 年５月、男性から相談を受けた保護者が大学に連絡。大学側は同年６月に始めた学生などへの聞き取り調査によっていじめ被害の一部が認められたとして、複数の加害学生に「訓告」や「厳重注意」などの処分を下した。

男性は校舎を見るだけでつらい思いが脳裏によみがえるようになり、17 年５月末から通学できなくなった結果、18 年３月に自主退学するに至ったという。

・半身不随のチア元部員に学校「危険予知は可能」
学校側「15 歳。危険予知は可能」　半身不随のチア元部員親が涙
＜毎日新聞　2021 年４月 22 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210422/k00/00m/040/012000c

「当時１５歳であるから、ある程度の危険予見は可能」――。２１日名古屋地裁で開かれたチアリーディング部練習中に大けがをしたのは、安全対策が不十分だったなどとして元女子部員（１８）が岡崎城西高校（愛知県岡崎市）を運営する学校法人に損害賠償を求めた訴訟の第１回口頭弁論。請求棄却を求めた学校側の主張は、元部員側の責任を追及するものだった。専門家からは、本来、子どもの健康を保証すべき学校側の姿勢に疑問を呈する声も。両親が毎日新聞の取材に応じ「なぜ対策が取られなかったのか。学校側は私たちに向き合って」と涙を浮かべて訴えた。

現在、元部員は車椅子で大学に通い、心理学を学ぶ。母親は仕事をやめ、片道１時間、高速道路を使って送迎している。母親は「娘は神経を痛めたため体調を崩しやすく、送った後も毎日心配」と語る。元部員は事故でふさぎ込み、「何もしたくない」と将来を悲観していたころもあったという。今も下肢が動かず感覚がないが、装具をつけて立つ練習をするなど努力を重ねている。

活発だった元部員は小学生の時からチアダンスを始め、アクロバティックな技が加わるチアリーディング部にあこがれた。２０１８年４月、同部が全国大会の出場経験もある強豪として知られる同校に入学した。

練習はほぼ毎日あり、朝練、昼練、夕練と続く。父親（５５）は「帰宅は午後９時を過ぎることもあり、毎日疲れている様子だった」と語る。同部では、当時部員だった姉（１９）も事故の数カ月前に脳しんとうで救急搬送されていたという。指導者不在の時間も多く、練習メニューは先輩が作っていた。母親（４８）は「先輩が『やるよ』と言えば従わざるを得ない状況だったのだろう」と話す。

学校側はこの日の口頭弁論で「部活の援助は正規の教育課程より副次的にとどまる」「元部員らは必要なら学校に安全対策を求める行動が求められる」と主張。これに対し、学校の事故に詳しい名古屋大の内田良准教授（教育社会学）は「部活は課外活動のため場所や人など制度設計の不十分さが問題だが、それを逆手に取って生徒側の責任を指摘している。学校でやる以上、少なくとも子どもの命や健康の保証はしなくてはならない。（部活強豪校として）散々部活を利用しておきながら、『生徒の自主的活動』ではあまりに無責任ではないか」と話している。

・「習熟度合わぬ練習で下半身不随」　チア元部員、高校を賠償提訴
＜毎日新聞　2021 年４月 19 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210418/k00/00m/040/183000c
・チア練習中に下半身不随　元部員が賠償請求、高校側は棄却求める
＜毎日新聞　2021 年４月 21 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210421/k00/00m/040/224000c

---

□*大災害、原発事故対策*

[原子力施設全般]

・原発の審査基準、改正決定　規制委、未知の震源評価を追加
＜共同通信　2021 年４月 21 日＞　https://this.kiji.is/757484233655795712?c=39546741839462401

原子力規制委員会は 21 日の定例会合で、原子力施設の地震対策に関する新規制基準の改正を正式決定した。断層などの痕跡が地表に現れない「未知の震源」による地震について、新たな評価手法を盛り込んだ。

新手法で評価した結果、耐震設計の目安となる揺れ（基準地震動）に影響があると確認されれば、再稼働済みの原発でも審査を受け直す必要がある。敷地周辺に目立った活断層がない九州電力川内原発などは、再審査の可能性があるという。

未知の震源による地震はこれまで、04 年北海道留萌地方の地震を基に審査していたが、精度を高めるため、00～17 年観測の 89 件を基に計算モデルを作成した。

・チェルノブイリで親が被ばく 子の遺伝子に影響見られず

＜NHK　2021 年 4 月 23 日＞

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210423/k10012991831000.html?utm_int=all_side_ranking-social_004

旧ソビエトのチェルノブイリ原子力発電所の事故で、放射線の被ばくをした周辺住民などの子どもの遺伝子を調べたところ、親の被ばくの影響は子どもの遺伝子には見られなかったとする研究結果を、日本やアメリカなどの国際研究グループが発表しました。

日本やアメリカ、ウクライナやロシアなどの国際研究グループは 1986 年のチェルノブイリ原発事故のあと、除染作業にあたった作業員や半径 70 キロの周辺住民の子ども 130 人の遺伝子を調べた結果を、科学雑誌「サイエンス」に発表しました。

それによりますと、子どもたちは事故の次の年から 2002 年までに生まれていて、

父親が受けた放射線量は平均 365 ミリシーベルト、最大で 4080 ミリシーベルト、母親は平均 19 ミリシーベルト、最大で 550 ミリシーベルトでしたが、子どもの生殖細胞などの遺伝子に変異が起きていた割合は、親の被ばく量が多くても、被ばくしていない場合と変わらなかったとしています。

研究グループは、子どもの遺伝子には被ばくの影響は見られず、親から引き継がれる健康への影響は極めて小さいとみられるとしています。

研究に加わった放射線影響研究所の中村典顧問は「100 人以上の分析から、親の被ばくによって子どもが受ける遺伝的な影響は限定的だと示せたのは大きい。引き続き分析は必要だが、福島の人にもある程度不安の解消につながるデータと捉えてもらいたい」と話しています。

****

[2]［特集］新型コロナウイルス感染症

［状況］

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 4 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4xvqSThONfXD1NxxY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 4 月 22 日版）

＜厚生労働省　2021 年 4 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6ta-Yj-hUVzZGrBY

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港・海港検疫事例、海外の状況、変異株、その他）を更新しました

＜厚生労働省　2021 年 4 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=j3eGJVQiWZmvuIgdY

◇インドの二重変異株 日本国内で 5 件確認 強い感染力

＜東京新聞　2021 年 4 月 22 日＞　https://www.tokyo-np.co.jp/article/99818

加藤勝信官房長官は２２日の記者会見で、一つのウイルスで二つの変異が起きる新型コロナウイルスの「二重変異株」が日本国内でこれまでに５件確認されたと明らかにした。「情報収集と評価分析を進め、水際対策や監視体制を強化して感染拡大防止を徹底したい」と述べた。二重変異株はインドで見つかった。強い感染力や免疫をかいくぐる可能性が指摘される。

◇「二重変異ウイルス」猛威 インドで一日 27 万人感染　首都は 1 週間の都市封鎖

＜FNN プライムオンライン　2021 年 4 月 19 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/171956

◇マスコミ報道　見出し

・変異ウイルス感染者の半数「２０歳代」…知事「県外からの持ち込み警戒を」

＜読売新聞　2021 年 4 月 22 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210421-OYT1T50127/

・20～30 代の感染広がる　17 都府県でステージ 4 超え

＜朝日新聞　2021 年 4 月 22 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP4Q61V0P4QULBJ00S.html?iref=comtop_7_02
・聖火リレーで初の感染者　香川県、交通規制の警官
＜共同通信　2021 年 4 月 22 日＞　https://this.kiji.is/757805294760230912?c=39546741839462401
・マスク着用・距離も保ったが…聖火リレー交通規制の警官が陽性、リレーでの確認は初
＜読売新聞　2021 年 4 月 22 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/olympic/2020/20210422-OYT1T50159/

[対策・予防]

◇緊急事態宣言「基本的対処方針」変更 酒提供飲食店に休業要請

＜NHK　2021 年 4 月 23 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210423/k10012992161000.html
緊急事態宣言の発出に伴い、政府は、新型コロナウイルス対策の「基本的対処方針」を変更することにしていて、酒を提供する飲食店には休業を要請するほか、地下鉄やバスなどの終電繰り上げや減便などを盛り込むことにしています。
今回変更される基本的対処方針の案では、飲食の場面での対策をさらに強化することに加え、変異ウイルスの感染者が増加していることを踏まえ、人の流れを抑制する措置をとるなど、徹底した感染対策に取り組むとしています。
具体的には、緊急事態宣言の対象地域では、
▽酒やカラオケ設備を提供する飲食店などに対して休業要請を行うとともに、
▽それ以外の飲食店にも営業時間を午後 8 時までに短縮するよう要請するとしています。
そして、対象の都府県に対し、休業要請や営業時間の短縮の要請に応じていない飲食店などの利用を厳に控えるよう住民に徹底することや、路上や公園での集団での飲酒といった感染リスクが高い行動に対し注意喚起するよう求めています。
また、
▽生活必需品を販売する小売店などを除き、建物の床面積の合計が 1000 平方メートルを超える多くの人が利用する施設には休業要請を行うほか、
▽公立の施設の閉館や閉園を検討するよう求めています。
イベントについては、社会生活の維持に必要なものを除き、原則として無観客で開催するよう要請するとしています。
さらに、地下鉄やバスなどの交通事業者に、平日の終電の繰り上げや週末・休日の減便のほか、主要ターミナルでの検温の実施などの協力を依頼するとしています。
このほか、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるように促すとしています。
また、在宅勤務の活用や大型連休中の休暇の取得を促すことなどで、職場への出勤者を 7 割削減することを目指すとしています。
学校に一律の臨時休業は求めないとしていますが、部活動などで感染リスクの高い活動は制限や自粛するよう要請するとしています。
一方、医療提供体制を確保するため、政府が医療人材の派遣を支援するほか、感染が急拡大する際には、時限的に一般医療を制限することも含め、感染症対応に必要な病床や宿泊療養施設を速やかに確保するとしています。
政府は「基本的対処方針」の変更案について、専門家からも意見を聴いたうえで、23 日夜開く対策本部で決定することにしています。

◇省庁発表

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2021 年 4 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=nWWUN0YwS4u9qpsPY
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 4 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4t62ajepWVTRHHhY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・ワクチン予約、ネットも電話もパンク　窓口には人だかり
＜朝日新聞　2021 年 4 月 22 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP4Q6G6QP4PPTIL03K.html?iref=comtop_7_05

・国産ワクチンない日本の現実　２億回分の代金はいくらに
＜朝日新聞　2021 年 4 月 23 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP4Q6GGPP4PUPQJ018.html

・接種に世界「格差」　イスラエルは首相主導、チリは中国製過信…低迷の日本
＜産経深部　2021 年 4 月 22 日＞　https://www.sankei.com/world/news/210422/wor2104220021-n1.html

・ドイツ、全成人を接種対象に　6 月めど、コロナワクチン
＜共同通信　2021 年 4 月 23 日＞　https://this.kiji.is/758070377255665664?c=39546741839462401

◇大学等関係

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(4/21 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 4 月 21 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(4/15 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 4 月 15 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html

・「一斉休校は要請せず」萩生田文科相　緊急事態宣言巡り
＜日経新聞　2021 年 4 月 23 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE16AO60W1A410C2000000/

◇マスコミ報道　見出し

・コロナ入院先見つからず、救急車内に「１日半」…症状悪化し重症病床に
＜読売新聞　2021 年 4 月 23 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210423-OYT1T50099/

○新型コロナ　人工呼吸器、気管切開必要／エクモ、意思疎通が困難に　装着後の状況、半数知らず
＜毎日新聞　2021 年 4 月 10 日＞
https://mainichi.jp/articles/20210410/dde/041/040/025000c
　新型コロナウイルス感染症が重症化して人工呼吸器や人工心肺装置「ＥＣＭＯ（エクモ）」を使用した場合、患者との意思疎通が困難になることなどを把握している人が４～６割にとどまるとの調査結果を、東京大医科学研究所などの研究チームが公表した。研究チームは「装着後の状況を感染する前から知っておく必要がある」と呼びかけている。

○コロナ後遺症
・新型コロナ感染症、患者７６％に後遺症、ＮＣＧＭが疫学調査
＜化学工業日報　2021 年 2 月 10 日＞
https://www.chemicaldaily.co.jp/%E6%96%B0%E5%9E%8B%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A%E6%84%9F%E6%9F%93%E7%97%87%E3%80%81%E6%82%A3%E8%80%85%EF%BC%97%EF%BC%96%EF%BC%85%E3%81%AB%E5%BE%8C%E9%81%BA%E7%97%87%E3%80%81%EF%BD%8E%EF%BD%83%EF%BD%87/
　新型コロナウイルス感染症では７６％の患者で後遺症が生じるー。国立国際医療研究センター（ＮＣＧＭ）の研究グループは、新型コロナウイルス感染症回復者に対する疫学調査を行ったところ、こんな結果が分かった。後遺症の種類は多岐にわたるが、とくに呼吸困難、倦怠感、嗅覚障害は４カ月後でも約１割の患者で確認。２０～３０代の若年層でも後遺症の割合が高い。

このほど開いた東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議で、ＮＣＧＭの大曲貴夫国際感染症センター長が資料を提出、報告した。昨年２～６月にＮＣＧＭから退院した患者７８人に聞き取り調査を実施。６３人から回答を得た。

１４日間を超えて長引いている症状を後遺症と定義した。聞き取りに応じた全患者中、後遺症を認めたのは４８人を数え、７６％に達した。年代別にみると２０代以上のすべて確認でき、特定の年代に偏在する傾向はみられなかった。

主な後遺症の症状はせき、呼吸困難、倦怠感、嗅覚障害、味覚障害など。最も目立つのがせきで、呼吸困難や倦怠感が続く。脱毛に関しては２４％の患者で生じており、そのうち、６４％は調査時点でも脱毛が改善していなかった。

新型コロナウイルス感染症の後遺症がどのようなメカニズムで起きているのかは未解明であることもあり、現状、確立された治療法はない。そのため、研究グループは「罹患しないことが最大の後遺症予防」と強調、今後も調査を進めていく考えだ。

・[新型コロナウイルス] 要注意！急増する「コロナ後遺症」とは
＜NHK　2021 年 4 月＞　https://www.youtube.com/watch?v=pV_sQ9F4rJk
・“コロナ後遺症”の苦しみ　倦怠感 全身の痛み数カ月
＜FNN プライムオンライン　2021 年 4 月＞　https://www.youtube.com/watch?v=tf0bl0w-jvs

****

[3] 麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（政令第 148 号）

［官報］　令和3年4月23日　号外　第94号　6頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210423/20210423g00094/20210423g000940006f.html

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和 3 年 4 月 23 日　　内閣総理大臣　　菅　　義偉

政令第百 48 号

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「除く」の下に「。第十条第三号において同じ」を加え、「(以下「旧制大学」という。)」及び「(以下「旧専門学校」という。)」を削る。

第十条第三号を次のように改める。

三　学校教育法に基づく大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、通算して一年以上麻薬取締りに関する事務に従事したもの

第十条第四号を削る。

附　則

この政令は、令和三年五月一日から施行する。

内閣総理大臣　　菅　　義偉
厚生労働大臣　　田村　憲久

****

[4] 容器保安規則等の一部を改正する省令（経済産業省令第 44 号）

［官報］　令和 3 年 4 月 23 日　号外　第 94 号　8～10 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210423/20210423g00094/20210423g000940008f.html

〇経済産業省令第 44 号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）及び関係法令の規定に基づき、容器保安規則等の一部を改正す

る省令を次のように定める。

令和３年４月23日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

容器保安規則等の一部を改正する省令

（容器保安規則の一部改正）

第一条　容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～二十八　［略］ 二十九　可燃性ガスアセチレン、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチレン、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、フルオロカーボン百五十二ａ、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、四ふっ化エチレン、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの （フルオロカーボンであつて経済産業大臣が定めるものを除く。）	（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～二十八　［略］ 二十九　可燃性ガスアセチレン、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチレン、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、フルオロカーボン百五十二ａ、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、四ふっ化エチレン、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの（フルオロカーボンであつて経済産業大臣が定めるもの（フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ及びフルオロオレフィン千二百三十四ｚｅを除く。）
備考　表中の［ ］の記載は注記である。	

（冷凍保安規則の一部改正）

第二条　冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　可燃性ガス　アンモニア、イソブタン、エタン、エチレン、クロルメチル、水素、ノルマルブタン、プロパン、プロピレン及びその他のガスであって次のイ又はロに該当するもの（フルオロカーボンであつて経済産業大臣が定めるものを除く。） イ・ロ　［略］ 二・三　［略］ 三の二　特定不活性ガス　不活性ガスのうち、次フルオロカーボンであつて、温度六十度、圧力零パスカ	（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　可燃性ガス　アンモニア、イソブタン、エタン、エチレン、クロルメチル、水素、ノルマルブタン、プロパン、プロピレン及びその他のガスであって次のイ又はロに該当するもの（フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ及びフルオロオレフィン千二百三十四ｚｅを除く。） イ・ロ　［略］ 二・三　［略］ 三の二　特定不活性ガス　不活性ガスのうち、次に掲げるもの

ルにおいて着火したときに火炎伝ぱを発生させるもの	
イ　［削る］	イ　フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ
ロ　［削る］	ロ　フルオロオレフィン千二百三十四ｅ
ハ　［削る］	ハ　フルオロカーボン三十二
四～七　［略］	四～七　［略］
２　［略］	２　［略］
備考　表中の［ ］の記載は注記である。	

第五条第三号備考の表を次のように改める。

冷媒ガスの種類	Q
二酸化炭素	一・〇二
アンモニア	〇・六四
フルオロカーボン	三十二〇・六三
プロピレン	〇・五八
フルオロカーボン四百十A	〇・五七
フルオロカーボン百二十五	〇・五〇
フルオロカーボン四百四A	〇・五〇
フルオロカーボン四百七C	〇・四九
フルオロカーボン二十二	〇・四七
フルオロカーボン百三十四ａ	〇・三六
フルオロカーボン十二	〇・三四
フルオロカーボン百二十四	〇・二四
フルオロカーボン十一	〇・一〇

第五条第四号の表を次のように改める。

冷媒ガスの種類	圧縮機の気筒一個の体積五千立方センチメートル以下のもの	圧縮機の気筒一個の体積五千立方センチメートルを超えるもの
フルオロカーボン二十一	四十九・七	四十六・六
フルオロカーボン百十四	四十六・四	四十三・五
ノルマルブタン	三十七・二	三十四・九
イソブタン	二十七・一	二十五・四
クロルメチル	十四・五	十三・六
フルオロカーボン百三十四ａ	十四・四	十三・五
フルオロカーボン十二	十三・九	十三・一
フルオロカーボン五百	十二・〇	十一・三
プロパン	九・六	九・〇
フルオロカーボン二十二	八・五	七・九
アンモニア	八・四	七・九
フルオロカーボン五百二	八・四	七・九
フルオロカーボン十三B一	六・二	五・八
フルオロカーボン十三	四・四	四・二
エタン	三・一	二・九
二酸化炭素	一・八	一・七
その他のガス 13900VA	$\frac{13900V_A}{0.75\ (h_A-h_B)}$	$\frac{13900V_A}{0.75\ (h_A-h_B)}$
備考		

一　多元冷凍方式による製造設備にあつては、最終元の冷媒ガスをもつてこの表の冷媒ガスとする。
二　多段圧縮方式又は多元冷凍方式による製造設備にあつては、最終段又は最終元の気筒をもつてこの表の圧縮機の気筒とみな

第三十六条　第二項第二号及び第四十条第一項第一号中「Ｒ」を「フルオロカーボン」に改める。

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第三条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　可燃性ガス　アクリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アセトアルデヒド、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチルアミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチル、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、ブロムメチル、ベンゼン、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫化水素及びその他のガスであって次のイ又はロに該当するもの（フルオロカーボンであつて経済産業大臣が定めるものを除く。） イ・ロ　［略］ 二～四　［略］ 四の二　特定不活性ガス　不活性ガスのうち、フルオロカーボンであつて、温度六十度、圧力零パスカルにおいて着火したときに火炎伝ぱを発生させるもの イ　［略］ ロ　［略］ ハ　［略］ 五～二十六　［略］ ２　［略］ （燃焼性の基準） 第百一条　令第三条表第一号上欄の難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準は、次の各号のいずれかとする。 一　次のイ及びロのいずれにも該当しないこと。 イ・ロ　［略］ 二　経済産業大臣が定める基準。	（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　可燃性ガス　アクリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アセトアルデヒド、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチルアミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチル、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、ブロムメチル、ベンゼン、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫化水素及びその他のガスであって次のイ又はロに該当するもの（フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ及びフルオロオレフィン千二百三十四ｚｅを除く。） イ・ロ　［略］ 二～四　［略］ 四の二　特定不活性ガス　不活性ガスのうち、次に掲げるもの イ　フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ ロ　フルオロオレフィン千二百三十四ｚｅ ハ　フルオロカーボン三十二 五～二十六　［略］ ２　［略］ （燃焼性の基準） 第百一条　令第三条表第一号上欄の経済産業省令で定める燃焼性の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　次のイ及びロのいずれにも該当しないこと。 イ・ロ　［略］ 二　ガスと着火源との接触を維持しない限り火炎が認

	められないこと。
備考　表中の[ ]の記載は注記である。	

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第四条　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　可燃性ガス、アクリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アセトアルデヒド、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチルアミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチル、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、酸化プロピン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、ブロムメチル、ベンゼン、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの（フルオロカーボンであつて経済産業大臣が定めるものを除く。） イ・ロ　［略］ 二・三　［略］ 三の二　特定不活性ガス不活性ガスのうち、フルオロカーボンであつて、温度六十度、圧力零パスカルにおいて着火したときに火炎伝ぱを発生させるもの イ　［略］ ロ　［略］ ハ　［略］ 四～二十六　［略］ ２　［略］	（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　可燃性ガス、アクリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アセトアルデヒド、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチルアミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチル、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、ブロムメチル、ベンゼン、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの（フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ及びフルオロオレフィン千二百三十四ｚｅを除く。） イ・ロ　［略］ 二・三　［略］ 三の二　特定不活性ガス不活性ガスのうち、次に掲げるもの イ　フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ ロ　フルオロオレフィン千二百三十四ｚｅ ハ　フルオロカーボン三十二 四～二十六　［略］ ２　［略］
備考　表中の[ ]の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

****

[5] 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（経済産業省告示第 105 号）

［官報］　令和 3 年 4 月 23 日　号外　第 94 号　54～55 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210423/20210423g00094/20210423g000940054f.html

○経済産業省告示第 105 号

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）第二条第二十九号、冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第二条第一項第言気　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第

一項第一号及び第百一条第二号並びにコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二条第一項第一号の規定に基づき、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和３年４月23日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（可燃性ガスから除外されるガス又は難燃性を有するガス） **第一条**　容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）第二条第二十九号、冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第二条第一項第一号、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一項第一号及び第百一条第二号並びにコンビナート等保安規則　（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二条第一項第一号の経済産業大臣が定めるものは、次に掲げる基準のいずれにも適合するフルオロカーボンとする。 一　爆発限界の下限が三・五パーセントを超えること 二　燃焼熱が一万九千キロジュール毎キログラム未満であること 三　温度二十三度、圧力零パスカルにおける試験時に最大燃焼速度が十センチメートル毎秒以下であること （可燃性ガスの貯蔵設備等から除外される設備） **第一条の二**　コンビナート等保安規則第五条第一項第二号の経済産業大臣が定める貯蔵設備及び処理設備は、ポンプ、圧縮機、凝縮器及び気化器（処理能力が五万二千五百立方メートル以下のものに限る。）並びに専ら可燃性ガスを当該製造事業所から送り出し、又は当該製造事業所へ受け入れるために用いられる処理設備とする。 （隣境界線までの距離規制の適用除外設備） **第一条の十**　［略］ 一～二　［略］ 三　前二号に掲げるもののほか、専ら高圧ガスを当該製造事業所から送り出し、又は当該製造事業所へ受け入れるために用いられる処理設備（保安物件及び保安のための宿直施設までに液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六条第一項第二号	**第一条**　削除 （可燃性ガスの貯蔵設備等から除外される設備） **第一条の二**　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第五条第一項第二号の経済産業大臣が定める貯蔵設備及び処理設備は、ポンプ、圧縮機、凝縮器及び気化器（処理能力が五万二千五百立方メートル以下のものに限る。）並びに専ら可燃性ガスを当該製造事業所から送り出し、又は当該製造事業所へ受け入れるために用いられる処理設備とする。 （隣境界線までの距離規制の適用除外設備） **第一条の十**　［略］ 一～二　［略］ 三　前二号に掲げるもののほか、専ら高圧ガスを当該製造事業所から送り出し、又は当該製造事業所へ受け入れるために用いられる処理設備（保安物件及び保安のための宿直施設までに液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六条第一項第二号

若しくは第三号、第七号若しくは第八条第一項第一号若しくは第二号又は一般高圧ガス保安規則第六条第一項第二号の規定の例による距離を有するものに限る。） （機器の冷媒設備に係る容器） **第十一条の四**　冷凍保安規則第六十四条第一号の経済産業大臣が定める容器は、次に掲げるものとする。 一～二　［略］ **第十五条**　［削除］	若しくは第三号、第七号若しくは第八条第一項第一号若しくは第二号又は一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六条第一項第二号の規定の例による距離を有するものに限る。） （機器の冷媒設備に係る容器） **第十一条の四**　冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第六十四条第一号の経済産業大臣が定める容器は、次に掲げるものとする。 一～二　［略］ （燃焼性の基準を満たすフルオロカーボーン） **第十五条**　一般高圧ガス保安規則第百一条第二号に規定する燃焼性の基準を満たすフルオロカーボンは、次のとおりとする。 一　フルオロオレフィン　千二百三十四ｙｆ 二　フルオロオレフィン　千二百三十四ｚｅ
備考　表中の［ ］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

****

[6] ***温暖化対策関係***

◇米、温室ガス 30 年に半減　気候変動サミット開幕

＜共同通信　2021 年 4 月 22 日＞　https://this.kiji.is/757958011230830592?c=39546741839462401

◇菅首相 2030 年の温室効果ガス目標 2013 年度比 46%削減を表明

＜NHK　2021 年 4 月 22 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210422/k10012991191000.html

2030 年に向けた温室効果ガスの削減目標について、菅総理大臣は、政府の地球温暖化対策推進本部の会合で 2013 年度に比べて 46%削減することを目指すと表明しました。さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくと強調しました。

政府は、22 日夜、総理大臣官邸で、地球温暖化対策推進本部の会合を開き、菅総理大臣のほか、梶山経済産業大臣や小泉環境大臣らが出席しました。

この中で、菅総理大臣は「集中豪雨、森林火災、大雪など、世界各地で異常気象が発生する中、脱炭素化は待ったなしの課題だ。同時に、気候変動への対応は、わが国経済を力強く成長させる原動力になるという思いで『2050 年カーボンニュートラル』を宣言し、成長戦略の柱として取り組みを進めてきた」と述べました。

そして、菅総理大臣は、2030 年に向けた温室効果ガスの削減目標について、2013 年度に比べて 46%削減することを目指すと表明し「さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けていく」と述べました。

そのうえで「46%削減は、これまでの目標を 7 割以上、引き上げるもので、決して容易なものではない。目標達成に向け、具体的な施策を着実に実行していくことで、経済と環境の好循環を生み出し力強い成長を作り出していくことが重要だ」と述べました。

46%削減は、2013 年度に比べて 26%削減するとした 6 年前に決めた現在の目標を大幅に引き上げることになります。

また、菅総理大臣は、▽再生可能エネルギーなど脱炭素電源の最大限の活用や、▽投資を促すための刺激策、▽地域の脱炭素化への支援、それに、▽3000 兆円とも言われる世界の資金を呼び込むための「グリーン国際金融センター」創設や、▽アジア諸国をはじめとする世界の脱炭素移行への支援など、あらゆる分野で、できるかぎりの取り組みを進め、経済と社会に変革をもたらしていく考えを強調し、各閣僚に検討を加速するよう指示しました。

菅総理大臣は、アメリカが主催して、22 日からオンラインで開催される気候変動サミットで、こうした方針を説明することにしており、従来の目標から大幅に引き上げた野心的な目標を掲げることで、世界の脱炭素化をリードしていきたいというねらいがあるとみられます。

・温室効果ガス削減なぜ46%？首相、急いで「密室」判断
＜朝日新聞　2021年4月23日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP4Q7F9ZP4QULFA028.html
2030年度に向け温室効果ガスを13年度比で46%削減する新たな目標が22日決まった。政府は国際協調の姿勢をアピールするが、従来の26%削減目標でさえ達成は簡単ではない。
「気候変動への対応は、経済の制約ではない。むしろ我が国、そして世界経済を長期にわたり力強く成長させる原動力になる」
この日夜に開幕した米主催のオンラインによる気候変動サミットで、菅義偉首相はこう強調した。
政府関係者によると、削減目標は前日まで固まっていなかったという。排出量が大きいエネルギー関係など様々な分野の削減量を各省庁が積み上げたが、13年度比で40%前後の減少にとどまったとみられる。
代替フロンの削減や二酸化炭素（CO2）を吸収する森林の拡大など「やれることは全部やる」（政府関係者）としても、積み上げ方式では限界がある。どこまで高い目標を掲げるかは首相の判断に委ねられた。
欧米の高い目標、足並みそろえた？
検討の過程で、小泉進次郎環境相と梶山弘志・経済産業相との考え方の違いも浮き彫りとなった。
****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇福島県浜通り地域における脱炭素まちづくりを進めるため、再生可能エネルギーの導入等に係るプロジェクトを公募します。 ～令和3年度「脱炭素×復興まちづくり」に資するFS事業～
＜環境省　2021年4月22日＞　https://www.env.go.jp/press/109509.html
****

[8] ***その他省庁発表***

◇種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づく取消処分を取り消した件（農林水産省告示第692、693号）
［官報］ 令和3年4月22日　本紙　第479号　4頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210422/20210422h00479/20210422h004790004f.html
---

◇国立大学法人等の修学支援事業・研究等支援事業に対する個人からの寄附に係る所得税の税額控除について
＜文部科学省　2021年4月22日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af2jacwXp27RnrbJ
****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・食品安全委員会　鉛ワーキンググループ（第８回）の開催について　　４月３０日、Web会議
＜内閣府　2021年4月22日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_namari_annai_8.html
（１）鉛の食品健康影響評価について
（２）その他
・食品安全委員会（第814回）の開催について　　4月27日
＜内閣府　2021年4月22日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai814.html
（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
・遺伝子組換え食品等１品目
Bacillus subtilis NTI04（pHYT2TD）株を利用して生産されたα-グルコシルトランスフェラーゼ
（２）農薬第二専門調査会における審議結果について
・「ベンタゾン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（３）農薬第三専門調査会における審議結果について
・「フェナリモル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（４）農薬第四専門調査会における審議結果について
・「ホラムスルフロン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「ＭＣＰＡ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（５）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

・「アルベンダゾールを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤（スポチール 100）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（６）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「JPAN005 株を利用して生産されたペクチナーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（７）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

・動物用医薬品「アルベンダゾール」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「JPAo004 株を利用して生産されたキシラナーゼ」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「JPAo005 株を利用して生産されたキシラナーゼ」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「JPBL004 株を利用して生産されたホスホリパーゼ」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「JPBL005 株を利用して生産されたホスホリパーゼ」に係る食品健康影響評価について

（８）食品安全委員会の運営について（令和３年１月～令和３年３月）

（９）その他

・中央環境審議会地球環境部会（第 147 回）の開催について　　４月 28 日、WEB 型式

＜環境省　2021 年 4 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/109514.html

（１）国内外の最近の動向について（報告）

（２）その他

[開催記録、報告、資料等]

・医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議（第 5 回）の議事録　　3 月 26 日

＜厚生労働省　2021 年 4 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=j3eGJVQiWZmvuIYdY

（１）安定確保医薬品の選定及びカテゴリ分類について

（２）その他

****

[10] *海外の化学物質管理情報*　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 535 号 2021 年 4 月 21 日　から＞

〇欧州

・Council Decision (EU) 2021/592 of 7 April 2021 on the submission, on behalf of the European Union, of a proposal for the listing of chlorpyrifos in Annex A to the Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants

＜欧州理事会（European Council および Council of the European Union）2021 年 4 月 13 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021D0592&qid=1618375023298

欧州理事会大臣会合（Council of the European Union）は、欧州連合を代表し、クロルピリホス（CAS RN 2921-88-2）を POPs に関するストックホルム条約の附属書 A にリストする提案を提出することを決定した 2021/4/7 付け欧州理事会決定（EU）2021/592 を官報公示した。この決定は、その採択の日に発効する。

・ECHA proposes seven substances for authorisation to protect people and the environment

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 4 月 14 日＞

https://www.echa.europa.eu/-/echa-proposes-seven-substances-for-authorisation-to-protect-people-and-the-environment

ECHA は、人と環境を保護するため 7 物質を REACH 認可リストに含めることを欧州委員会に提案した。

ECHA が認可リストに含めることを提案する物質（第 10 次勧告）　→

https://www.echa.europa.eu/documents/10162/32394863/NR_annex_10th_annex_xiv_recommendation.pdf/485385b8-ea23-210c-0bb4-7e78ac1294a4

・Occupational exposure limits - Call for comments and evidence

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 4 月 14 日＞

https://www.echa.europa.eu/oels-cce-current-consultation

ECHA は、イソプレン（CAS RN 78-79-5）の作業場における職業曝露限界（OEL）についての意見と証拠提供の募集を開始

した。情報提供は 2021/7/13 まで。

・ECHA Weekly - 14 April 2021

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 4 月 14 日＞

https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-14-april-2021

ECHA は ECHA Weekly の 2021/4/14 版を掲載した。

・Webinars

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 4 月 14 日＞

https://www.echa.europa.eu/web/guest/webinars

ECHA は、5 月に CLP 規則の欧州調和分類と表示(CLH)のドシエの提出方法に関する実践ガイドを公開するが、2021/5/26 (ヘルシンキ時間) に CLH ドシエを提出する前に何を確認するかについてドシエ提出者にアドバイスを提供する Web セミナーを開催する。

○米国

・EPA Publishes 28th Annual U.S. Greenhouse Gas Inventory

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 4 月 14 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-publishes-28th-annual-us-greenhouse-gas-inventory

EPA は第 28 回米国温室効果ガス (GHG) インベントリを発行した。

2019 年の米国の GHG の排出は、57 億 6,900 万 MT の二酸化炭素に相当し、2018 年から 1.7%減少している。GHG インベントリは、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、ハイドロフルオロカーボン、ペルフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の 7 つの主要な温室効果ガスを対象としている。

・Technical Barriers to Trade Information Management System Addendum G/TBT/N/USA/1697/Add.1

＜米国労働安全衛生局 (US OSHA)　2021 年 4 月 13 日＞

http://tbtims.wto.org/en/ModificationNotifications/View/171537?FromAllNotifications=True

米国労働安全衛生局(US OSHA)は、2021/2/16 付けで公開した提案規則作成通知(NPRM)への意見募集期間を 2021/5/19 まで 30 日間延長することを WTO/TBT 通報した。この NPRM によるとハザードコミュニケーション標準(HCS)を国連 GHS 改訂 7 版に準拠させることを提案するもの。

WTO/TBT 通報文書　→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/USA/21_2636_00_e.pdf

---

○カナダ

・Strengthening the Canadian Environmental Protection Act, 1999

＜カナダ　2021 年 4 月 13 日＞

https://www.canada.ca/en/services/environment/pollution-waste-management/strengthening-canadian-environmental-protection-act-1999.html

カナダ政府は、カナダ環境保護法 (CEPA 1999) を近代化するための措置を講じることを提案している。この改正では、カナダ国民と環境の保護が強化され、法に基づく国民の健康的な環境への権利承認が含まれている。法案 C-28 (改正の概要)　→

https://www.canada.ca/en/services/environment/pollution-waste-management/strengthening-canadian-environmental-protection-act-1999/bill-c-28-strengthening-environmental-protection-healthier-canada-act-summary-amendments.html

・What we heard: Informed substitution within Canada’s chemicals program

＜カナダ　2021 年 4 月 16 日＞

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/consulting-future-chemicals-management-canada/what-we-heard-informed-substitution-canadas-chemicals-program.html

カナダ政府は、2019/1/16 から 2019/3/18 に提案された「カナダの化学物質プログラムにおける情報に基づいた代替と代替品評価を進めるための選択肢 」に関する協議を行っているが、この協議に寄せられた意見を公開した。

〇ロシア

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/RUS/112

＜ロシア連邦　2021/04/12＞

http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/171511?FromAllNotifications=True

ロシア連邦は、関税同盟「包装の安全性について」の技術規則 TR CU 005/2011 の改正案を WTO/TBT 通報した。この改正案は実施結果に基づき、技術規則の個々の要件を明確にするために作成されたと説明している。この通報への意見提出は 2021/6/23 まで。WTO/TBT 通報文書（ロシア語） →

http://www.eurasiancommission.org/ru/act/texnreg/deptexreg/tr/Documents/TR%20TS%20Upakovka.pdf

---

〇オーストラリア

・Infringement notice issued to unregistered importer

＜オーストラリア　2021 年 4 月 14 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/infringement-notice-issued-unregistered-importer

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、AICIS に登録せず工業化学品を輸入した個人または事業者に侵犯通知を発行した。特に懸念されたのは、輸入された化学物質がさまざまな人の健康に有害な影響を与えることが知られているという事実であり、有効な AICIS 登録なしに工業化学品を輸入または製造（導入）すると、工業化学品法（IC Act 2019）に違反し、最大 60 ペナルティ単位（AUD 13,320）の罰金が科せられる可能性があると説明している。

・Open for public comment - Draft Cost Recovery Implementation Statement 2021-22

＜オーストラリア　2021 年 4 月 15 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/open-public-comment-draft-cost-recovery-implementation-statement-2021-22

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、2021 年～2022 年における規制活動コストをどのように回収するかについてのコスト回収実施声明(CRIS)草案についてフィードバックを求めている。意見提出は 2021/5/14 まで。

CRIS 草案　→

https://www.industrialchemicals.gov.au/consultations/draft-aicis-cost-recovery-implementation-statement-2021-2022

・Chemicals added to the Inventory 5 years after issue of assessment certificate - 16 April 2021

＜オーストラリア　2021 年 4 月 16 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemicals-added-inventory-5-years-after-issue-assessment-certificate-16-april-2021

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、審査証明書発行から 5 年が経過した工業化学品を工業化学品法（IC Act 2019）第 82 条に従いインベントリへ追加し公開した。

****

[11] ***その他***

◇*薬物関係*

・治療用覚醒剤の許可検討　与野党、五輪へ法整備

＜共同通信　2021 年 4 月 22 日＞　https://this.kiji.is/757620034262089728?c=39546741839462401

与野党の有志議員は夏の東京五輪・パラリンピックを巡り、海外選手が治療用の覚醒剤を日本に持ち込めるようにする法整備の検討に入った。覚醒剤取締法は国内への持ち込みを禁じているため、22 日に開く会合を皮切りに理解を広め、今国会で議員立法での成立を目指す。関係者が 21 日、明らかにした。

関係者によると、注意欠陥多動性障害（ADHD）治療のため、医薬品として覚醒剤が使用されており、2016 年リオデジャネイロ大会では持ち込みが許可された。

東京大会では、この医薬品を必要とする選手が 10 人以上いる。

◇*新化学物質、化学物質新利用技術等*

・島根大研究拠点が開所　航空機向け合金など開発めざす

＜朝日新聞　2021 年 4 月 22 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP4P7S0ZP4PPTIB007.html

---

◇*その他*

・首相に 6 人の即時任命要求　学術会議総会が声明

＜共同通信　2021 年 4 月 22 日＞　https://this.kiji.is/757784997115641856?c=39546741839462401

日本学術会議は 22 日、東京都内で 2 日目となる総会を開き、菅義偉首相による会員候補 6 人の任命拒否を巡り「即時に任命するよう要求する」とした声明をまとめた。これまで繰り返し 6 人の任命と詳しい理由の説明を求めてきたが政府側が応じないため、初めて総会の声明という形を取った。

梶田隆章会長は決定に当たり「一段と強い意思の表出にしたい。内容としても一番強くなっている」と強調した。一方で菅政権は要求に応じない姿勢を崩しておらず、問題が解決に向かうかどうか不透明だ。

総会では、在り方の見直しの報告書も大筋でまとめた。役割を果たすためには、国の特別の機関である今の組織形態がふさわしく、変更する積極的理由を見いだすことは困難だとする一方、今後も検討を続けるとの内容。幹事会で文言を最終調整し、政府に提出する。

声明は、任命拒否によって学術会議が法定会員数からの欠員を強いられている一方、菅首相の説明が一切なく「会議の独立性を侵す可能性がある」と厳しく批判。「首相は早急に 6 人を任命して法定会員数を満たす責務を負っている。任命しなかったことについて、一般的な説明を超えた特段の理由を示す責任がある」とした。

さらに、任命を求める学術会議の方針は国内外の学術団体から広く支持されていると強調した。

6 人は昨年 10 月の会員の半数改選時に任命拒否された。いずれも人文・社会科学分野の「第 1 部」の会員候補。当面、6 人のうち 5 人は連携会員などとして活動するが、総会には参加できない。総会の会期は 23 日まで。

・霞が関の国家公務員 3 割が「残業代が正しく支払われていない」

＜NHK　2021 年 4 月 22 日＞

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210422/k10012990281000.html?utm_int=all_side_ranking-social_003

東京 霞が関などで働く国家公務員に先月の残業代について聞いたところ「正しく支払われていない」と回答したのは 30%近くに上ったことが、民間のコンサルタント会社が行った調査でわかりました。

これは働き方の調査などを行う東京のコンサルタント会社「ワーク・ライフバランス」が、先月から今月にかけてインターネット上で行い、国家公務員 316 人が回答しました。

それによりますと、先月の給与で「残業代がすべて正しく支払われたか」と尋ねたところ「支払われていない」と答えたのは 28.2%にのぼりました。

「支払われていない」と回答した人に、心境の変化について複数回答で尋ねたところ「結局は変わらないという諦めの気持ちを感じた」が 71%と最も多く、「支払われている他の省庁・部局をうらやましく感じた」が 52%、「仕事へのモチベーションがより下がった」が 42%、「辞めたいと思うことが増えた」が 33%などとなっています。

調査を行った会社によりますと「残業時間の上限を超えると上司が人事に怒られるため、過少申告することを求められた」とか「テレワークは残業として認めてもらえない」などという声も多く寄せられたということです。

国家公務員の働き方をめぐっては各省庁などで長時間労働の防止や残業代の適正な支払いの徹底などの取り組みが進められています。

調査を行った「ワーク・ライフバランス」の小室淑恵社長は「官僚の働き方や待遇が改善されないと優秀な人材が集まらなくなると思う。こうした実態についてもっと多くの人が関心を持つことが大事だ」と話しています。

****

[付録]

◇デジタルプラットフォームを利用する消費者向け啓発用ハンドブック「デジタルプラットフォームとの正しいつきあい方」の公表について

＜消費者庁　2021 年 4 月 20 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023891/

消費者保護のための啓発用教材「デジタル消費生活へのスタートライン」の公表について

＜消費者庁　2021 年 4 月 20 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023904/

消費者庁新未来創造戦略本部では、若年者を中心とする消費者が、デジタル社会における消費者トラブルから自身を守るために必要な知識を身に付けることを目的として、主に高校生等の授業(家庭科等)において消費者教育の実践に役立つ教材として活用していただくことを想定した啓発用教材を制作しました。
主に、若年者を中心に増加しているデジタル関連のトラブル事例を取り上げ、より自分事として捉えられるようイラストを用いたトラブル事例集として作成しております。
また、2022 年 4 月の成年年齢引下げに伴い 18～19 歳のデジタルに関係した消費者トラブルの増加が予想されることから、現場で活用しやすいように「自由にカスタマイズできる」ことを第一に制作しているため、幅広い世代の消費者に向けた啓発活動等の場においても活用していただける啓発用教材となっております。
デジタル消費生活へのスタートラインとして、是非御活用ください。

詳細

【教材について】
PowerPoint 形式 全 102 頁 （ノート記載有り、カスタマイズ可能）
【構成について】
責任ある意思決定・広告や表示への批判的思考
個人情報流出の予防
多様な購入方法と契約ルールの理解
製品事故の予防
消費者保護制度と消費者相談窓口の活用
キャッシュレス決済の利便性と問題点
経済の管理や計画
【その他】
教材の目的と特徴
活用方法例<参考>
社会への扉との関連
など

公表資料

全体版 「デジタル消費生活へのスタートライン」
https://www.caa.go.jp/notice/assets/future_caa_cms201_210420_04.pdf
消費者保護のための啓発用教材「デジタル消費生活へのスタートライン」の公表について
https://www.caa.go.jp/notice/assets/future_caa_cms201_210420_1.pdf

---

◇消費者保護のための啓発用教材「デジタル消費生活へのスタートライン」の公表について

＜消費者庁 2021 年 4 月 20 日＞ https://www.caa.go.jp/notice/entry/023904/
デジタルプラットフォームを利用する消費者向け啓発用ハンドブック「デジタルプラットフォームとの正しいつきあい方」の公表について
＜消費者庁 2021 年 4 月 20 日＞ https://www.caa.go.jp/notice/entry/023891/
この度、若年者から高齢者まで幅広い世代の消費者にデジタルプラットフォームを正しく活用していただくため、消費者庁で公表している「デジタルプラットフォームを介した取引の利用者向けガイドブック」を基に、消費者トラブルの発生を低下させることを目的とした啓発用ハンドブックを作成しました。
本ハンドブックは、デジタルプラットフォームを介した取引を利用する際、初めに確認すべきポイントや、購入するときの留意点及び CtoC 取引における出品するときの留意点、相談が多いトラブル事例などについて説明しています。
デジタルプラットフォームを安心・安全に利用するため、是非御活用ください。

詳細

(ハンドブック)
A5 サイズ 全 16 ページ

デジタルプラットフォームを利用する前に
基本的な流れ
「買うとき!」の注意点
「売るとき!」の注意点
トラブル事例
便利なサービス
トラブル相談メモ

公表資料

デジタルプラットフォームを利用する消費者向け啓発用ハンドブック「デジタルプラットフォームとの正しいつきあい方」の公表について

https://www.caa.go.jp/notice/assets/future_caa_cms201_210420_01.pdf

デジタルプラットフォームを利用する消費者向け啓発用ハンドブック「デジタルプラットフォームとの正しいつきあい方」

https://www.caa.go.jp/notice/assets/future_caa_cms201_210420_02.pdf

********** 以上 **********